

教習開始にあたっての注意

自動車教習所で行われる技能教習や学科教習、検定等は道路交通法に定められた法令や規則に従って実施しています。以下の注意事項を十分ご理解下さい。

1 教習期限について

教習開始から卒業までの期間は、下記のとおりです。(期間を超えると全て無効になります)

9ヶ月以内	普通自動車、準中型車、自動二輪車
3ヶ月以内	大型特殊、限定解除審査
入校日から有効期間 仮免許(6ヶ月間有効)	仮免許

※ 他校への転校の場合も期間は同じです。

2 教習について

教習は技能教習(1段階・2段階)、学科教習(1段階・2段階)に分かれています。

車種別の技能と学科の最短教習時間等は、下記のとおりです。

(1) 普通車

1段階(場内教習)				修了 検定	2段階(路上教習)				卒業 検定 (路上)
技能	MT 15 時限 AT 12 時限	みきわめ	合		技能	19 時限	みきわめ	合	
学科	10 時限	効果テスト 90 点以上	合	学科 試験	16 時限	効果テスト 90 点以上	合		

※効果テストを合格し、学科も終了していなければ、みきわめを受けることができません。

仮免許証

※効果テストを合格し、学科も終了していなければ、みきわめを受けることができません。

(2) 準中型車

1段階(場内教習)				修了 検定	2段階(路上教習)				卒業 検定 (路上)
技能	18 時限	みきわめ	合		技能	23 時限	みきわめ	合	
学科	10 時限	効果テスト 90 点以上	合	学科 試験	17 時限	効果テスト 90 点以上	合		

※効果テストを合格し、学科も終了していなければ、みきわめを受けることができません。

仮免許証

※効果テストを合格し、学科も終了していなければ、みきわめを受けることができません。

学科教習

- ① 学科教習はオンラインにて受講してください。
- ② 学科効果テストはできるだけ早目に受け始め、**みきわめ**までに合格して下さい。
- ③ 学科教習は皆様の自学・自習も重要となります。無料アプリ（ムサシ）をご活用下さい。

(3) 自動二輪車

1 段 階				2 段 階				卒業 検定
技 能	大自二	16 時限	みきわめ 合	大自二	20 時限	みきわめ 合	効果テスト 90 点以上	
	普自二	9 時限		普自二	10 時限			
	小型限定	6 時限		小型限定	6 時限			
学 科	10 時限		学 科	17 時限				

※**効果テストを合格し、学科も終了**していなければ、**みきわめ**を受けることができません。

学科教習

- ① 検定学科効果テストは、2段階の学科を2～3時限受講したら受け始めて下さい。
- ② 学科教習は皆様の自学・自習も重要となります。無料アプリ（ムサシ）をご活用下さい。

3 検定日について

- (1) 検定は、毎週水曜日・金曜日・日曜日に実施します。
- (2) 検定は、午前8時30分（時期により9時30分）から12時頃までかかります。
（ただし受検者の人数により終わる時間は異なります。）
- (3) 検定日には印鑑を持参して下さい。免許証をお持ちの方は必ず持参して下さい。
※免許証を忘れた場合は受験できません。
- (4) 技能・学科教習を受講する場合には、教習原簿を担当指導員に必ず渡して下さい。

4 教習原簿について

教習原簿には教習及び検定等の実施結果や住所、氏名などの個人情報を含む多くの重要事項が記載されています。下記の注意事項を必ず守って下さい。

- (2) 教習所内から絶対に持ち出さないで下さい。
- (2) 公的書類のため、勝手な書き込みは絶対に行わないで下さい。
- (3) 他人の教習原簿と間違えないで下さい。
- (4) 技能・学科教習を受講する場合には、教習原簿を担当指導員に必ず渡して下さい。

5 入所時の条件等に変更があった場合

入所時には住民票や免許証の記載事項を基に、教習原簿や検定受検の申請書を作成しています。

また、適性テスト（視力・聴力・運動能力検査）や交通違反を聴取することで、検定受検や教習実施が可能か否か等を判断しています。

したがって、入所後に住民票や免許証の記載内容を変更した場合や、変更予定がある場合、交通違反で検挙された場合、心身等に障害が出た場合（身障者手帳の取得）等は、必ず担当指導員又は受付まで申し出て下さい。

※ 過去3年間に、無免許運転や暴走行為等(助手席同乗)で検挙された経験がある方は、警察署の交通課にて免許相談を受けて下さい。

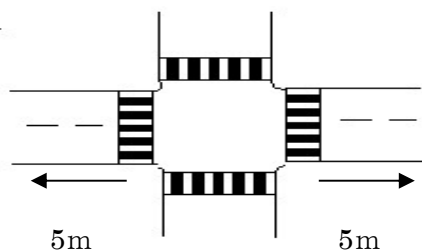
6 教習及び検定受検について

- (1) 技能・学科教習は1時限（50分）で実施します。
- (2) 教習をやむを得ず中断した場合や遅刻（たとえ数分でも）は、再度教習を受講し直して下さい。
- (3) 携帯の電源は切っておいて下さい。（マナーモードでも可）
- (4) 不適切な服装（下駄、サンダル、ハイヒール、靴のかかとを踏んでいる状態、厚底ブーツ等）と認められる場合、教習や検定を実施しません。また入所に際して、眼鏡等が必要との条件で入所された方で、眼鏡等を忘れた場合も教習や検定を行うことができません。

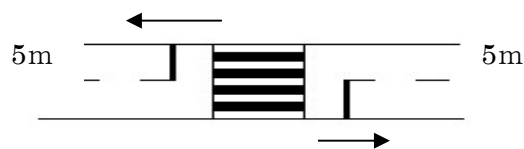
7 その他の注意

- (1) 教習や検定の妨害になる言動や行動は、絶対に行わないで下さい。
- (2) スクールバスを利用される方は、以下のことに注意して下さい。
 - ア バスに向かって手を上げて下さい。
 - エ 室戸方面・野市方面それぞれ方向を間違えないように乗車して下さい。
 - イ 時刻表より5分程度早めにお待ち下さい。
 - ウ 次の場所では止まることができません。

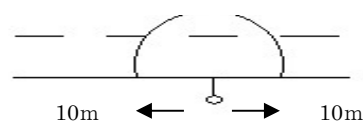
① 交差点とその前後5m以内



② 横断歩道とその前後5m以内



③ バスの停留所（標示板）から10m以内



バス停

8 技能予約や配車の取り方について（現場の機械で指導）

技能教習や学科教習の管理は、コンピュータで実施しています。

技能教習の場合は、予約時間の50分前から5分前までの間に配車券を発行し、教習車両の番号及び担当指導員名を確認し、教習開始時に教習原簿と配車券を担当指導員に渡して下さい。

（注意）

- 1 教習料金が未納の場合は、技能・学科教習の受講ができなくなりますので注意して下さい。
- 2 技能予約をキャンセルの場合は、予約時間の3時間前までに連絡して下さい。3時間以内のキャンセルは、キャンセル料（1時限 1,100円）が必要になります。

9 教習等についての困りごと相談

当校では困りごと相談窓口を、受付女性職員が担当しています。

教習の進捗遅れや配車が十分に取れない、教習料金問題、指導員の指名や指導員の変更を希望される場合等、担当指導員に話すことができない、どんな事でも気軽にご相談下さい。